

九都県市首脳会議「定期借地制度を活用した国有地の有効活用について」に係る要望の実施について

平成30年4月25日に開催された第73回九都県市首脳会議における合意に基づき、千葉市が九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）を代表して、定期借地制度を活用した国有地の有効活用について、国に対して要望を実施しますので、お知らせします。

- 1 実施時期 平成30年5月10日（木）
- 2 要望先 財務省
- 3 要望内容 別添要望書のとおり

要望活動等については、千葉市にお問合せください。

【九都県市首脳会議及び要望内容について】

千葉市総合政策局総合政策部政策調整課

電話：043 - 245 - 5047

問合せ先
広域行政課
電話：042 - 769 - 8248

定期借地制度を活用した国有地の有効活用について

国において、未利用国有地の管理処分にあたっては、地域や社会の要請及び国の財政事情を勘案し、有効活用を推進することとされている。特に社会福祉分野については、優先的売却に加え定期借地制度を活用した事業者への貸付を導入しており、新成長戦略やニッポン一億総活躍プランに位置付けられた保育及び介護の受け皿確保に一定の成果をもたらしている。

その中でも、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」の一つとして、整備にあたって比較的規模の大きな土地を要する介護施設については、高額な取得費用または貸付料などが原因となり用地確保が極めて困難な状況にある都市部を対象とした貸付料減額の優遇措置がなされている。

しかし、喫緊の課題である待機児童解消に向けた保育所又は幼保連携型認定こども園の整備や障害者の地域生活の支援に必要な障害福祉サービス事業所等の整備については、優遇措置の対象とされていないことから、事業者の参入促進と負担軽減のため、次の事項について要望する。

- 1 国有地の定期借地権による貸付に関し、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設のうち、保育所及び幼保連携型認定こども園、障害児通所支援事業所並びに障害福祉サービス事業所等の施設整備においても、介護施設と同様に貸付料減額の優遇措置を適用すること
- 2 国有地の更なる活用推進のため、平成 32 年度（2020 年度）末までの時限措置である現行の貸付料減額の措置を延長すること

平成30年5月10日

財務大臣

麻生 太郎 様

九都県市首脳会議

座長	さいたま市長	清水 勇人
	埼玉県知事	上田 清司
	千葉県知事	森田 健作
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩 祐治
	横浜市 長	林 文子
	川崎市 長	福田 紀彦
	千葉市 長	熊谷 俊人
	相模原市 長	加山 俊夫